

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 よくあるお問い合わせ

Q 協力金の支給要件を教えてください。

A1-1 阿賀町内で食品衛生法に定める営業許可を取得し、客席等の飲食スペースを設けて営業している次の施設。

ただし、飲食スペースを持たない施設、特定の利用者のみ利用に供する施設は対象外。

①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等

②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等

A1-2 協力要請の対象期間すべてにおいて、営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと

対象期間：令和3年9月3日（金）0時～令和3年9月16日（木）24時

要請内容：午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後7時まで）

※新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中を含む）については、

午前5時から午後9時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後8時まで）

※従前から午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請対象外。

A1-3 新潟県がとりまとめた「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を確認し、感染防止対策を徹底していること。

Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」認証店とはどのような認証ですか。また、どのように申請したらよいですか。

A 新潟県が定めた認証基準に沿って感染対策を講じていただき、調査員の現地確認を経て認証する制度です。申請方法など詳しくは事務局にお問い合わせください。

■にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局

電話番号：025-240-5330

受付時間：午前9時15分から午後4時45分まで（土日祝日含む）

Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、午後9時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 申請中の場合も、午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）の時間短縮営業で対象となります。なお、要請期間の途中から申請をした場合は、その日から申請中として扱います。

Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けていますが、通常午後9時まで営業している場合、通常通り営業しても協力金の対象となりますか。

A 認証を受けている場合であっても、従前の営業時間が午後 8 時を超え午後 9 時以内の場合は、午前 5 時から午後 8 時までの間に営業時間を短縮する必要があるため、対象となりません。

Q 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。

A 阿賀町内に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象となります。

Q 大企業や 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

A 酒類を提供する飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q 「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。

A 社交飲食店営業許可証（風営法第 2 条第 1 項第 1 号）の取得が必要な営業を行っている場合は「接待を伴う飲食店」となります。それ以外で、飲食店営業許可を取得が必要な営業を行っており、酒類を提供している場合は「酒類を提供する飲食店」となります。

Q 「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。

A 酒類を器に注いで（または、缶や瓶などを開封して）提供する形態での営業が対象となります。例えば、缶や瓶などを販売し、客が各席でそれを飲食するだけといった形態は「酒類を提供する」にあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。

A 酒類を提供していない飲食店は、原則として時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。ただし、風営法に基づく営業許可により営業されている「接待を伴う飲食店」は対象となります。

Q 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。

A 酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

A 時短要請の対象となる店舗で、飲食スペースが区分されている場合は、そのスペースを時短営業した場合は対象になります。飲食スペースが区分されていない場合は施設全体の時短営業が必要となりますので、酒類を提供する店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、時短要請に対応したことにならず協力金の対象となりません。

Q イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

A イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、「酒類の提供」にはあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。

A 全期間時短営業を実施いただけない場合は対象となりません。時短要請の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

Q 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

A 時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

Q 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響以後に、短期的、一時的に休業していた場合は対象になります。従前の営業時間、休業時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいた上で支給を決定します。

Q 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか。

A 要請に応じた営業時間の短縮と言えないため、対象外です。

Q 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後 8 時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか。

A 実態として午後 8 時から午前 5 時までの間、営業している場合は対象となりますが、申請の際、営業していたことがわかるものが必要となります。

Q 午後 10 時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか。

A 営業時間が短縮されていないため対象外です。

Q 午後7時まで営業している店舗が午後6時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 通常、午後8時から午前5時の間に営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

A 時短要請の対象となる店舗で、午後8時から午前5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

Q テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は協力金の対象になりますか。

A テイクアウトやデリバリーは協力要請の対象外のため、協力金の対象となりません。

Q 阿賀町内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

A 阿賀町内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力いただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請にあたっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

Q 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 令和3年9月2日以前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後8時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

Q 午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状況のことをいいますか。

A 午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後7時までに酒類の提供を終了し、午後8時に閉店できるよう対応をお願いします。

Q 要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力の対象となりますか。(例：午後7時から午前0時⇒午後5時から午後8時など。)

A 今回の要請は、午後8時から午前5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で午後8時から午前5時までの間の営業を行わなければ、協力金の対象となります。

Q 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

A 令和3年9月3日（金）0時から令和3年9月16日（木）24時までの間、毎日、午前5時から午後8時までの範囲で営業を行っていただければ対象となります。

Q 百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。

A テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来、午後8時から午前5時の間に営業を行っている店舗は対象となります。

Q インターネットカフェは協力金の対象になりますか。

A 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、従来、午後8時から午前5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。

Q ライブハウスは協力金の対象になりますか。

A 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、従来、午後8時から午前5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。

Q ホテルや旅館は協力金の対象になりますか。

A ホテルや旅館が食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宴会場等において宿泊客以外を対象として、従来、午後8時から午前5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。（宿泊客のみを対象に宿泊の一環として提供される飲食、ルームサービスは対象外です。）

当該施設において、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊営業を行っても支給対象となります。

Q ホテル内のレストランは協力金の対象となりますか。

A 従来、午後8時から午前5時の間に営業しており、酒類の提供を行っていれば対象となります。なお、（協力金は飲食店営業許可書を基準に店舗数を算定します。そのため）同フロアにある複数のレストランに対して、フロアに1つある厨房・キッチンについてのみ飲食店営業許可書を取得している場合等は、協力金の申請は1店舗の支給となります。

Q 昨年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後10時から午後8時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響以後に営業時間を早めた場合は対象となります。変更前の営業時間、変更時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいた上で支給を決定します。

Q 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか。

A 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても協力金を減額することはありません。

Q 要請期間中に休業する場合、感染防止対策を実施しなくても協力金の対象になりますか。

A 感染防止対策を実施いただくことも協力金の支給条件となっているため対象外です。

Q 社員食堂は対象になりますか。

A 特定の利用者のみ利用に供する施設は協力金の対象となりません。ただし、社員以外の一般の利用も可能としている場合で、支給要件を満たせば協力金の対象となります。